

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く）の
道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定による地域について

制 定 平成20年 3月26日 九運公第110号

道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定による地域（事業計画にタクシー及びハイヤーの別ごとの数を記載する地域）を下記のとおり指定したので
公示する。

平成20年 3月26日

九州運輸局長 大黒 伊勢夫

記

1. 指定地域
北九州交通圏

附 則 本公示は、平成20年 3月26日から適用する。